

平 戸 市 監 査 公 表 第 65 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 23 年 6 月 20 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 山 本 芳 久

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

学校教育課

第 3 監査の期間

平成 23 年 5 月 18 日（水） 1 日間

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

【意見】

平戸幼稚園は庁内ランで結ばれていない。市の情報を得ることや職務上からもその必要性について再検討を図られたい。

【措置】

平戸幼稚園の庁内 LAN 回線については、本年度初めに職員用パソコンを 2 台配備するとともに、そのうち 1 台を市のグループウェアに接続し、市の情報収集や業務上の文書授受ができるよう改善を図りました。

残りの職員用パソコンについては、平成 23 年度中に配備を行い、グループウェアに接続するよう予算を含め検討しています。